

共生型生活介護事業 永寿荘デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恵泉会が開設する永寿荘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う共生型生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所およびその従業者が支給決定障害者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な共生型生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な福祉サービスを適切に提供するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害福祉支援施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 名 称 | 永寿荘デイサービスセンター |
| (2) 所在地 | 山形県鶴岡市茅原町28番10号 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 共生型生活介護従業者

生活相談員 1 名以上 (常勤)

看護職員 1 名以上 (常勤換算)

機能訓練指導員 1 名以上 (常勤)

介護職員 4 名以上 (常勤換算)

共生型生活介護従業者は、共生型生活介護の提供に当たる。

- (3) 苦情処理担当者 福祉支援主任 1 名 (常勤)

苦情処理担当者は、利用者からの相談又は苦情等に対応し苦情処理を行う。

- (4) 栄養士 1 名以上 (常勤)

栄養士は、計画に基づき、献立の作成、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに調理員を指揮して調理を指導する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (但し、1 月 1 日～1 月 3 日を除く)

- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
(但し、午前 7 時 0 0 分から午後 7 時 0 0 分まで利用可能)

(利用定員)

第 6 条 共生型生活介護の利用定員は、3 4 名とする。

(通所介護・通所型サービス・通所介護相当含む)

(主たる対象者の障害の種類)

第 7 条 事業所において共生型生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (肢体不自由)
(2) 知的障害者
(3) 精神障害者

(共生型生活介護の内容及び利用料等)

第 8 条 共生型生活介護の内容は次のとおりとし、利用者又はその身元引受人若しくは身元保証人 (以下「利用者等」という。) から共生型生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- (1) 入 浴

- (2) 食 事
 - (3) 健康状態の確認
 - (4) 機能訓練
 - (5) 生活等に関する相談援助
 - (6) 日常生活上のお世話
- 2 法定代理受領を行わない共生型生活介護を提供した際には、前項に掲げる共生型生活介護に係る利用者負担額のほか、利用者等から障害者総合支援法第 29 条第 3 項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 利用契約書第 6 条に定める利用者負担額については、利用者等から徴収するものとする。
- 食費 1 食につき 750 円
- ※キャンセル料
- キャンセルの連絡が前日 17：15 以降の場合は食材料費 420 円を請求
入浴料 400 円
- 4 前第 1 項から第 3 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者等に対し交付するものとする。
- 5 前第 3 項の費用に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ利用者等に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、鶴岡市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービスを利用するにあたっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 施設敷地内で火気を用いないこと。
- (3) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 共生型生活介護従業者は、共生型生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 共生型生活介護事業者は、非常災害に関する計画（特別養護老人ホーム永寿荘防火管理規程）にもとづき、定期的に避難・救出等の訓練を行わなければならない。

い。

(虐待の防止に向けた体制等)

第 13 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 従業者は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等、県及び市町村に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- (2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- (3) 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年 2 回以上）に職員研修を実施する。

(身体的拘束適正化の取組み)

第 15 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- (1) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回

以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 共生型生活介護事業者は、共生型生活介護従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、必要な事項については管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

1、この規程は、令和 4 年 6 月 2 日制定、令和 4 年 5 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

令和 4 年 11 月 30 日一部改正、令和 4 年 10 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

令和 8 年 3 月 1 7 日一部改正、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 8 年 6 月 4 日一部改正、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

令和 8 年 7 月 8 日一部改正、令和 8 年 7 月 1 日に遡及して施行する。